## 医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和6年1月1日から12月31日までに支払った医療費がある場合は、次の計算式によって計算した金額を医療費控除として200万円を限度に所得から差し引くことができます。

- ☆ 所得の合計額が200万円以上の方
  - (支払った医療費) (保険金などで補填される金額) 10万円 = 控除額
- ☆ 所得の合計額が200万円未満の方
  - (支払った医療費) (保険金などで補填される金額) (所得の合計額の5%) = 控除額 ※小数点以下切り捨て



医療費控除で 医療費は還付されません 医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

医療費控除や医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)に関する詳しい内容(対象となる医療費など)は、税務署発行のパンフレットや、国税庁ホームページをご覧ください。

医療費 控除の 明細書 記載の例

## 令和 6年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 江別市 高砂町 6番地

氏 名 江別 幸太郎

## 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。 ※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目

が記載されたものをいいます。 (例:健康保険組合等が発行する[医療費のお知らせ]) (①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療費を受けた者、 (②療養を受けた病院・影療所・薬局等の名称、③被保険者等が 支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載 された医療費の額	(2)	(1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3)	(2)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
円	Ø	円	0	円

2 医療費(上記 1 以外)の明細 「領収書 1 枚」ごとではなく、 「医療を受けた方」、「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3)医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
江別 幸太郎	○○病院	<ul><li>診療・治療 □介護保険サービス</li><li>□医薬品購入 □その他の医療費</li></ul>	3,909円	円
江別 幸太郎	○○薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ■ 医薬品購入 □ その他の医療費	1,562	
江別 幸太郎	△△病院	<ul><li>✓診療・治療 □ 介護保険サービス</li><li>□ 医薬品購入 □ その他の医療費</li></ul>	93,567	
江別 幸太郎	JR、××バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ▼その他の医療費	11,400	
江別 幸子	△△歯科医院	<ul><li>●診療・治療 □介護保険サービス</li><li>□医薬品購入 □その他の医療費</li></ul>	4,690	
江別 幸子	□□病院	■ 診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費	186,290	95,000
江別 幸子	JR、××バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ■その他の医療費	3,800	
江別 幸子	○○ドラックストア	□診療・治療 □介護保険サービス ▼医薬品購入 □その他の医療費	5,300	F 1
		<ul><li>□診療・治療</li><li>□介護保険サービス</li><li>□医薬品購入</li><li>□その他の医療費</li></ul>		
		<ul><li>□診療・治療</li><li>□介護保険サービス</li><li>□医薬品購入</li><li>□その他の医療費</li></ul>		
		<ul><li>□診療・治療</li><li>□介護保険サービス</li><li>□医薬品購入</li><li>□その他の医療費</li></ul>		
	. ,	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
ri.		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		-
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		-
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
	2 の 合 計	-	<sup>®</sup> 310,518	95,000

(∅+∅) 310,518<sup>円</sup> B (⑥+Φ) 医療費の合計 95.000 3 控除額の計算 310,518 <sup>円</sup> 支払った医療費 Α 保険金などで 補てんされる金額 В 95,000 差引金額 (A-B) (マイナスのときは0 С 申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。 215,518 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額 D 所得金額の合計額 1,315,455 Е (特別控除前の金銭) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の 「4繰越損失を差し引く計算」機の④の金額を転記します。 10 × 0.05 65,772 回と10万円のいずれか 少ない方の金額 F 65.772 ▶ <u>申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療</u> 養控除欄に転記します。 G 149,746